

# 適切な意思決定支援に関する指針

## 1 基本方針

当院では、厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定のガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種で構成される医療ケアチームで、患者・家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者本人の意思決定を基本とし、医療・ケアを進めるものとする。

## 2 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者の意思を尊重した意思決定支援を、家族や関係者、医療・ケアチーム等で行う。

- ・対象：認知症および認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な患者等
- ・日常生活や社会生活における場面において、患者が自らの意思決定に基づいた生活を送れることを目指し支援する。
- ・意思決定支援にあたり、患者の意思を尊重しながら、家族、医療関係者、介護関係者、成年後見人、行政サービス等の関係者とともに、早期から継続した支援を行う。

## 3 身寄りが無い患者の意思決定支援

厚生労働省「身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、介護・福祉等行政サービスと連携しながら、意思決定支援を行う。

- ・対象：医療に係る意思決定が困難な患者
- ・医療における意思決定の場面において、患者の判断能力が不十分な場合であっても適切な医療を受けることができるよう意思決定支援を行う。
- ・家族等が患者意思を推定できる場合はその推定意思を尊重する。家族等が推定できない場合は、患者にとって何が最善であるかを十分に話し合い、支援を行う。
- ・成年後見人制度、各自治体の福祉・支援センター等と連携しながら支援を行う。

(参考)

- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定のガイドライン
- ・身寄りが無い人の入院及び医療に係る、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン